## 副本

平成25年(行ウ)第5号 島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件 平成25年(ワ)第84号 島根原子力発電所3号機運転差止等請求事件 原告 井口隆史外427名 被告 中国電力株式会社外1名

## 証拠説明書 (丙D号証)

平成26年12月15日

松江地方裁判所民事部合議係 御中

## 被告中国電力株式会社訴訟代理人

弁護士 中 村 寿 夫

弁護士 山 内 喜 明

弁護士 長 屋 文 裕

弁護士 福 田 浩

弁護士 小 川 泰 弘

弁護士 川 本 賢 一

弁護士 水 野 絵里奈



前記当事者間の頭書事件につき、被告中国電力株式会社(以下「被告中国電力」という。)は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。なお、略語の使用は、被告中国電力準備書面1(以下「準備書面」という。)の略語例による。

記

丙 D 第 1 号証 島根原子力発電所 3 号機「発電用原子炉施設に関する耐震設 計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果 報告書

作 成 者 被告中国電力

作成年月日 平成23年1月21日

原本・写しの別 写し

- 立 証 趣 旨 ① 被告中国電力が、耐震指針類の改訂に伴い、本件原子力発電所3号機の耐震安全性を確認するため、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」を考慮の上、基準地震動Ss-1及びSs-2を策定したこと、同号機の耐震設計上の重要度分類Sクラスの施設を内包する安全上重要な建物・構築物について、これら基準地震動による地震力に対する安全性を確認したこと、同号機の耐震設計上の重要度分類Sクラス並びにBクラス及びCクラスのうちその破損がSクラスに波及的破損を生じさせるおそれのある安全上重要な機器・配管系について、耐震安全性を確認したこと(準備書面53ないし60頁)【本書証IV-1ないしIV-104頁、VI-1ないしVI-202頁、VII-1ないしVII-54頁、VII-1ないしVII-54頁、VII-1ないしVII-54頁、VII-1ないしVII-54頁、VII-1ないしVII-54頁、VII-1ないしVII-54頁、VII-1ないしVII-54頁、VII-1ないしVII-54頁。VII-1ないしVII-54頁、VII-1ないしVII-54頁。
  - ② 被告中国電力が、耐震指針類の改訂に伴い、既往津波及び過去の地震記録等を検討した結果、本件敷地に最も大きな影響があると考えられるのは日本海東縁部に想定される地震に伴う

津波とし、同津波による本件原子力発電所3号機の施設護岸に おける最高水位が本件敷地の高さを下回ること、同津波による 同号機の取水口における最低水位が取水口の呑口高さを上回 ることを確認したこと(準備書面60頁)【本書証X-1ない しX-50頁】。

丙 D 第 2 号証 島根原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査 指針」の改訂に伴う耐震安全性評価について(建築物・構造1 2-5-3)

作 成 者 被告中国電力

作成年月日 平成24年8月28日

原本・写しの別 写し

立 証 趣 旨 被告中国電力が、東北地方太平洋沖地震により得られた知見を踏まえ、本件敷地前面海域に位置するF-III断層、F-IV断層及び $F_K-2$ 断層について、これらが連動するものとして、耐震設計上考慮する活断層として評価し、これによる地震を検討用地震として選定した上で、基準地震動S = 3を策定したこと、この基準地震動による地震力に対する本件原子力発電所3号機の耐震安全性を確認したこと(準備書面61, 62頁)【本書証4ないし15頁、30ないし38頁、41ないし43頁、48ないし52頁、55ないし63頁】。

丙 D 第 3 号証 島根原子力発電所の耐震安全性評価における活断層の連動を 踏まえた地震動評価等について(報道資料)

作 成 者 被告中国電力

作成年月日 平成24年6月19日

原本・写しの別 写し

立証趣旨

被告中国電力が、東北地方太平洋沖地震により得られた知見を踏まえ、本件敷地前面海域に位置するFーⅢ断層、FIⅣ断層及びF<sub>K</sub>-2断層について、これらが連動するものとして、耐震設計上考慮する活断層として評価し、これによる地震に伴う津波を本件敷地の施設護岸における最大水位上昇量を与える津波とした上で、この津波による本件原子力発電所3号機の施設護岸における最高水位が本件敷地の施設護岸沿いに設置した防波壁の高さを下回ることを確認したこと、被告中国電力が、日本海東縁部に想定される地震に伴う津波を同号機の取水槽における最大水位下降量を与える津波とした上で、この津波による同号機の取水槽における最低水位が取水槽における原子炉補機冷却海水系ポンプの取水可能水位を上回ることを確認したこと(準備書面62、63頁)。

以上